

未組織労働者との賃銀低下率は次の如き相違を示して居る。

地方別

組合労働者

未組織労働者

名古屋地方賃銀

一割五分下り  
夜業ナシ

三割乃至五割低下  
全部開始ス

東濃地方賃銀

二割方低下

四割方低下

東春地方 賃銀

一割七分乃至三割  
五歩下り

四割乃至五割  
低下ス

京都地方賃銀

情報ニシテ但幾分低下  
セル模様ナリ

大勢斯く如き時期の争議が勢い極めて不利益なる消極的受勢の争議であり且解決困難を極めて長時日を要するに及ぶ事は避けて難く自然の勢いある今同盟の直接処理を主とする争議を奉ぐれば次の如し。

一、肥田画工場争議（中部陶画工組合）

原因 標準労働条件承認要求

人員 四十二人

罷業日数 五日

結果 全勝、労働協約成立、要求全部貫徹

時日 大正十五年七月廿八日……八月三日

二、南洋部画工争議（中部陶画工組合）

原因 労働協約改正、標準労働条件要求

人員 百四十余人

罷業日数 四十日

結果 妥協主要七工場にては新協約成立の要求の大部分貫徹し、但し争議後の結果不良

時日 大正十五年八月亦日……九月三十日